

○国土交通省令第三号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百八十八号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

国土交通大臣 金子 恭之

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則 目次 第一章 マンション再生事業 第一節 施行者 第一款 マンション再生組合（第一条―第二十一条） 第二款 （略） 第二節 権利変換手続等（第三十条―第五十二条） 第二章 マンション等売却事業 第一節 除却等計画の認定等（第五十三条―第五十五条） 第二節 マンション等売却組合（第五十六条―第六十二条） 第三節 分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条） 第三章 マンション除却事業 第一節 マンション除却組合（第七十六条の二―第七十六条の十） 第二節 補償金支払手続等（第七十六条の十一―第七十六条の二十四） 第四章 除却等の必要性に係る認定等（第七十六条の二十五―第七十六条の三十） 第五章・第六章（略） 附則 第一章 マンション再生事業 第一節 施行者 第一款 マンション再生組合
改 正 前	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則 目次 第一章 マンション建替事業 第一節 施行者 第一款 マンション建替組合（第一条―第二十一条） 第二款 （略） 第二節 権利変換手続等（第三十条―第四十八条） 第二章 除却する必要があるマンションに係る特別の措置 第一節 除却の必要性に係る認定等（第四十九条―第五十二条） 第二節 買受計画の認定等（第五十三条―第五十五条） 第三章 マンション敷地売却事業 第一節 マンション敷地売却組合（第五十六条―第六十二条） 第二節 分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条） 第四章・第五章（略） 附則 第一章 マンション建替事業 第一節 施行者 第一款 マンション建替組合

(定款の記載事項)

第一条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第七条第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

(認可申請書の添付書類)

第三条 法第九条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地の再生合意者であることを証する書類

二 法第九条第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び同項各号に掲げるマンション又は土地（以下「再生決議マンション等」という。）についての再生決議の内容を記載した書類

三 法第十二条第二項各号に掲げる事業を行う組合の設立についての認可の申請である場合においては、当該申請に係るマンションが建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四 法第九条第一項の認可の申請に係る再生決議が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号。以下「被災区分所有法」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議若しくは区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用さ

(定款の記載事項)

第一条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

(認可申請書の添付書類)

第三条 法第九条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者等であることを証する書類

二 施行マンションとなるべきマンションの全部又は一部が建替え決議マンションである場合においては、当該建替え決議マンションについて法第九条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該建替え決議マンションについての建替え決議の内容を記載した書類

三 施行マンションとなるべきマンションの全部又は一部が一括建替え決議マンション群である場合においては、当該一括建替え決議マンション群について法第九条第四項の同意（一括建替え合意者の四分の三以上の同意及び一括建替え決議マンション群を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の三分の二以上の同意をいう。次項第三号において同じ。）を得たことを証する書類及び当該一括建替え決議マンション群についての一括建替え決議の内容を記載した書類

(新設)

れる区分所有法第七十条第一項の規定によりされた一括建替え決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十五条第一項の規定によりされた再建決議又は被災区分所有法第十条第一項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十四条第一項の規定によりされた一括建替え等決議である場合においては、再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であつた土地であることを証する書類

五 再生後マンションの敷地とする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

2 法第三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション再生組合（以下この章において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 新たに再生前マンション又は再建敷地に追加しようとする再生決議マンション等がある場合においては、当該再生決議マンション等について法第三十四条第二項において準用する法第九条第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び当該再生決議マンション等についての再生決議の内容を記載した書類

三 前号の場合において、法第三十四条第一項の認可の申請をしようとする組合が法第十二条第二項に掲げる事業を行う組合であるときは、新たに再生前マンションに追加しようとするマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四 第二号の場合において、新たに再生前マンション又は再建敷地に追加しようとするマンション又は土地についての再生決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有

四 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

2 法第三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション建替組合（以下この章において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンション等がある場合においては、当該建替え決議マンションについて法第三十四条第二項において準用する法第九条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該建替え決議マンションについての建替え決議の内容を記載した書類

三 新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合においては、当該一括建替え決議マンション群について法第三十四条第二項において準用する法第九条第四項の同意を得たことを証する書類及び当該一括建替え決議マンション群についての一括建替え決議の内容を記載した書類
（新設）

法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議若しくは区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十条第一項の規定によりされた一括建替え決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十五条第一項の規定によりされた再建決議又は被災区分所有法第十条第一項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十四条第一項の規定によりされた一括建替え等決議であるときは、再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であつた土地であることを証する書類

五 新たに再生後マンションの敷地として追加しようとする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができていることが確実であることを証する書類

六 (略)

3 (略)

第三條の二 (電磁的方法による議決権行使の承諾等)
第三條の二 法第九條の四第二項(法第三十四條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により電磁的方法(法第九條の四第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行使しようとする再生合意者は、あらかじめ、集会を招集した者(次項において「集会招集者」という。)に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次条各号に規定する方法のうち当該再生合意者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

四 新たに施行再建マンションの敷地として追加しようとする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができていることが確実であることを証する書類

五 (略)

3 (新設)

2 前項の規定による承諾を得た再生合意者は、集会招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による議決権行使を認めない旨の申出があつたときは、集会招集者に対し、電磁的方法によって議決権を行使してはならない。ただし、集会招集者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第三条の三 法第九条の四第二項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十八条の二において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第三条の四 法第九条の四第六項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする代理人(次項において「提供者」という。)は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類

(新設)

(新設)

及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち当該代理人が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(再生前マンションの状況)

第四条 法第十条第一項の再生前マンションの状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

(再生前マンションの敷地の区域)

第五条 法第十条第一項の再生前マンションの敷地の区域は、再生前マンション敷地位置図及び再生前マンション敷地区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の再生前マンション敷地位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、再生前マンションの敷地の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の再生前マンション敷地区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、再生前マンションの敷地の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(再建敷地の区域)

第五条の二 法第十条第一項の再建敷地の区域は、再建敷地位置図及び

(施行マンションの状況)

第四条 法第十条第一項の施行マンションの状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

(施行マンションの敷地の区域)

第五条 法第十条第一項の施行マンションの敷地の区域は、施行マンション敷地位置図及び施行マンション敷地区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行マンション敷地位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行マンションの敷地の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の施行マンション敷地区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行マンションの敷地の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(新設)

再建敷地区域図を作成して定めなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の再建敷地位置図及び再建敷地区域図について準用する。

(再生前マンションの住戸の状況)

第六条 法第十条第一項の再生前マンションの住戸の状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 二三 (略)

(再生後マンションの設計の概要)

第七条 法第十条第一項の再生後マンションの設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮 尺	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに再生後マンション、床及び各階の天井の高さ

(再生後マンションの敷地の区域)

第八条 法第十条第一項の再生後マンションの敷地の区域は、再生後マンション敷地位置図及び再生後マンション敷地区域図を作成して定めなければならない。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の再生後マンション敷地位置図及び再生後マンション敷地区域図について準用する。

(施行マンションの住戸の状況)

第六条 法第十条第一項の施行マンションの住戸の状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 二三 (略)

(施行再建マンションの設計の概要)

第七条 法第十条第一項の施行再建マンションの設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮 尺	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに施行再建マンション、床及び各階の天井の高さ

(施行再建マンションの敷地の区域)

第八条 法第十条第一項の施行再建マンションの敷地の区域は、施行再建マンション敷地位置図及び施行再建マンション敷地区域図を作成して定めなければならない。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の施行再建マンション敷地位置図及び施行再建マンション敷地区域図について準用する。

(事業計画に記載すべき事項)

第十条 法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再生後マンションの附属施設の設計の概要
- 二 再生後マンションの敷地の設計の概要

(再生後マンションの附属施設の設計の概要)

第十一条 前条第一号の再生後マンションの附属施設の設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに再生後マンションの附属施設、床及び各階の天井の高さ

(再生後マンションの敷地の設計の概要)

第十二条 第十条第二号の再生後マンションの敷地の設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに再生後マンション、その他の建築物、主要な給水

(事業計画に記載すべき事項)

第十条 法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行再建マンションの附属施設の設計の概要
- 二 施行再建マンションの敷地の設計の概要

(施行再建マンションの附属施設の設計の概要)

第十一条 前条第一号の施行再建マンションの附属施設の設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに施行再建マンションの附属施設、床及び各階の天井の高さ

(施行再建マンションの敷地の設計の概要)

第十二条 第十条第二号の施行再建マンションの敷地の設計の概要は、設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに施行再建マンション、その他の建築物、主要な給

		施設、排水施設、電気施設及びガス施設並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置
	(意見書の内容の審査の方法) 第十二条の二 マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号。以下「令」という。)第一条の二において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号。第八条に規定する方法によって口頭意見陳述(法第十一条第四項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合には、審理関係人(法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。 (法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める再生前マンションの住戸の数等) 第十三条 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める再生前マンションの住戸の数(再建敷地がある場合にあっては、当該再建敷地の敷地共有持分等を有する者の数)は、五とする。 (法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める再生後マンションの住戸の数) 第十四条 法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める再生後マン	
	(意見書の内容の審査の方法) 第十二条の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の二において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によって口頭意見陳述(法第十一条第四項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合には、審理関係人(法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。 (法第十二条第四号の国土交通省令で定める施行マンションの住戸の数) 第十三条 法第十二条第四号の国土交通省令で定める施行マンションの住戸の数は、五とする。 (法第十二条第六号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の数) 第十四条 法第十二条第六号の国土交通省令で定める施行再建マンシ	水施設、排水施設、電気施設及びガス施設並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置

シヨンの住戸の数は、五とする。

(法第十二条第一項第八号の国土交通省令で定める住戸の規模、構造及び設備の基準)

第十五条 法第十二条第一項第八号の国土交通省令で定める再生後マンシヨンの住戸の規模、構造及び設備の基準は次のとおりとする。

一 各戸が床面積(再生後マンシヨンの共用部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)四十平方メートル(現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がない者(以下この条において「単身者」という。)の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル)以上であること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸(単身者の居住の用に供するものを除く。)にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以上とすることができる。

二・三 (略)

2 前項第一号の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、法第十二条第一項第八号の国土交通省令で定める再生後マンシヨンの住戸の規模の基準を、各戸の床面積が四十平方メートル(単身者の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル)以下で都道府県知事等が定める面積以上であることとすることができる。この場合においては、併せて、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸(単身者の居住の用に供するものを除く。)にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以下で都道府県知事等が定める面積以上とすることができる旨を定めなければならない。

(公告事項)

第十六条 (略)

2 法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の規定によ

シヨンの住戸の数は、五とする。

(法第十二条第七号の国土交通省令で定める住戸の規模、構造及び設備の基準)

第十五条 法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンシヨンの住戸の規模、構造及び設備の基準は次のとおりとする。

一 各戸が床面積(施行再建マンシヨンの共用部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)五十平方メートル(現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がない者(以下この条において「単身者」という。)の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル)以上であること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸(単身者の居住の用に供するものを除く。)にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以上とすることができる。

二・三 (略)

2 前項第一号の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンシヨンの住戸の規模の基準を、各戸の床面積が五十平方メートル(単身者の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル)以下で都道府県知事等が定める面積以上であることとすることができる。この場合においては、併せて、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸(単身者の居住の用に供するものを除く。)にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以下で都道府県知事等が定める面積以上とすることができる旨を定めなければならない。

(公告事項)

第十六条 (略)

2 法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の規定によ

る公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 組合の名称、再生前マンションの名称若しくはその敷地の区域若しくは再建敷地の区域、再生後マンションの敷地の区域、事業施行期間又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 (略)
- 四 新たに再生前マンション又は再建敷地を追加したときは、権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 五 (略)

(送付図書の表示事項)

第十七条 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再生後マンションの附属施設の設計の概要
- 二 再生後マンションの敷地の設計の概要

(電磁的記録)

第十八条の二 法第二十四条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録したものとする。

る公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 組合の名称、施行マンションの名称若しくはその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 (略)
- 四 新たに施行マンションを追加したときは、権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 五 (略)

(送付図書の表示事項)

第十七条 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行再建マンションの附属施設の設計の概要
- 二 施行再建マンションの敷地の設計の概要

(電磁的記録)

第十八条の二 法第二十四条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記録したものとする。

(電磁的方法)

第十八条の三 法第二十八条第四項（法第三十一条第四項、第二百九十九条、第三百三十一条第四項、第七百七十八条及び第八百八十条第四項にお

(削る)

て準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三 法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第二百二十九条、第三百一十一条第四項、第六十三条の二十二、第六十三条の二十四第四項、第七十八条及び第八十条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、第三条の三第一項第二号に掲げる方法とする。

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第十九条 法第三十四条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 再生後マンシヨンの設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該再生後マンシヨンの延べ面積の十分の一を超える延べ面積の増減を伴わないもの

二・三 （略）

四 再生後マンシヨンの敷地の区域内の主要な給水施設、排水施設、

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の四 法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第二百二十九条、第三百一十一条第四項、第七十八条及び第八十条第四項において準用する場合）を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第十九条 法第三十四条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 施行再建マンシヨンの設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該施行再建マンシヨンの延べ面積の十分の一を超える延べ面積の増減を伴わないもの

二・三 （略）

四 施行再建マンシヨンの敷地の区域内の主要な給水施設、排水施設

電気施設又はガス施設の位置の変更

五 再生後マンションの敷地の区域内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

(参加組合員の負担金及び分担金の納付)

第二十條 (略)

2 (略)

3 分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が有する再生前マンション(権利変換期日以後においては、再生後マンション)の区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

(認可申請書の添付書類)

第二十三條 法第四十五條第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が再生前マンションとなるべきマンションの区分所有者又は再建敷地となるべき土地の敷地共有持分等を有する者であるときはその旨を証する書類

二 (略)

三 再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地の全部又は一部が再生決議マンション等である場合においては、当該再生決議マンション等についての再生決議の内容を記載した書類

四 前号の場合において、再生前マンションとなるべきマンションについての再生決議が区分所有法第六十二條第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた建替え決議、区分所有法第六十四條の五第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二條第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法

、電気施設又はガス施設の位置の変更

五 施行再建マンションの敷地の区域内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

(参加組合員の負担金及び分担金の納付)

第二十條 (略)

2 (略)

3 分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が有する施行マンション(権利変換期日以後においては、施行再建マンション)の区分所有権又は敷地利用権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

(認可申請書の添付書類)

第二十三條 法第四十五條第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行マンションとなるべきマンションの区分所有者であるときはその旨を証する書類

二 (略)

三 施行マンションとなるべきマンションの全部又は一部が建替え決議マンションである場合においては、当該建替え決議マンションについての建替え決議の内容を記載した書類

四 施行マンションとなるべきマンションの全部又は一部が一括建替え決議マンション群である場合においては、当該一括建替え決議マンション群についての一括建替え決議の内容を記載した書類

第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議又は区分所有法第七十条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた一括建替え決議であるときは、当該再生前マンションとなるべきマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

五 第三号の場合において、再生決議マンション等についての再生決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議若しくは区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十条第一項の規定によりされた一括建替え決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十五条第一項の規定によりされた再建決議又は被災区分所有法第八十条第一項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十四条第一項の規定によりされた一括建替え等決議であるときは、再生決議マンション等が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であつた土地であることを証する書類

六 再生後マンションの敷地とする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

2 法第五十条第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 新たに再生前マンション又は再建敷地に追加しようとする再生決議マンション等がある場合においては、当該再生決議マンション等についての再生決議の内容を記載した書類

三 前号の場合において、新たに再生前マンションに追加しようとするマンションについての再生決議が区分所有法第六十二条第二項の

(新設)

五 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

2 法第五十条第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンション等がある場合においては、当該建替え決議マンションについての建替え決議の内容を記載した書類

三 新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合においては、当該一括建替え決議マンション群に

規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた建替え決議、区分所有法第六十四条の五第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議又は区分所有法第七十条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた一括建替え決議であるときは、当該再生前マンションとなるべきマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四|| 第二号の場合において、新たに再生前マンション又は再建敷地に追加しようとするマンション又は土地についての再生決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議若しくは区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十条第一項の規定によりされた一括建替え決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十五条第一項の規定によりされた再建決議又は被災区分所有法第十条第一項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十四条第一項の規定によりされた一括建替え等決議であるときは、再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であつた土地であることを証する書類

五|| 新たに再生後マンションの敷地として追加しようとする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

3
六||
(略)

ついでの一括建替え決議の内容を記載した書類

(新設)

四|| 新たに施行再建マンションの敷地として追加しようとする隣接施行敷地がある場合においては、当該隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であることを証する書類

3
五||
(略)

第二十六条 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 再生後マンシヨンの附属施設の設計の概要

二 再生後マンシヨンの敷地の設計の概要

2 第十一条の規定は前項第一号の再生後マンシヨンの附属施設の設計の概要について、第十二条の規定は前項第二号の再生後マンシヨンの敷地の設計の概要について、それぞれ準用する。

(公告事項)

第二十七条 法第四十九条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの再生事業の名称

二 七 (略)

2 法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの再生事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 施行者の氏名若しくは名称、再生前マンシヨンの名称若しくはその敷地の区域若しくは再建敷地の区域、再生後マンシヨンの敷地の区域、事業施行期間又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 新たに再生前マンシヨンの敷地を追加したときは、権利変換又は借地権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

四 (略)

3 法第五十一条第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第七項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの再生事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の

第二十六条 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 施行再建マンシヨンの附属施設の設計の概要

二 施行再建マンシヨンの敷地の設計の概要

2 第十一条の規定は前項第一号の施行再建マンシヨンの附属施設の設計の概要について、第十二条の規定は前項第二号の施行再建マンシヨンの敷地の設計の概要について、それぞれ準用する。

(公告事項)

第二十七条 法第四十九条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの建替事業の名称

二 七 (略)

2 法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの建替事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 施行者の氏名若しくは名称、施行マンシヨンの名称若しくはその敷地の区域、施行再建マンシヨンの敷地の区域、事業施行期間又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 新たに施行マンシヨンの敷地を追加したときは、権利変換又は借地権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

四 (略)

3 法第五十一条第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第七項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンシヨンの建替事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の

年月日

二 (略)

4 法第五十一条第六項の規定による届出を受理した場合における同条第七項の国土交通省令で定める事項は、マンション再生事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日とする。

5 法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 マンション再生事業の名称及び施行認可の年月日
- 二 マンション再生事業の廃止又は終了の認可の年月日

(送付図書の表示事項)

第二十八条 法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再生後マンションの附属施設の設計の概要
- 二 再生後マンションの敷地の設計の概要

(施行者の変動の届出)

第二十九条 法第五十一条第六項の規定による届出をしようとする施行者は、施行者変動届出書に、当該変動の原因である一般承継又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権若しくは敷地共有持分等の一般承継以外の事由による承継があったことを証する書類を添付して、都道府県知事等に提出しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

第三十一条 法第五十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二の権利変換を希望しない旨の申出書に、自己が再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等を有する者、隣接施行敷地権を有する者又は施行底地権を有する者であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出し

年月日

二 (略)

4 法第五十一条第七項の規定による届出を受理した場合における同条第七項の国土交通省令で定める事項は、マンション建替事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日とする。

5 法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 マンション建替事業の名称及び施行認可の年月日
- 二 マンション建替事業の廃止又は終了の認可の年月日

(送付図書の表示事項)

第二十八条 法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行再建マンションの附属施設の設計の概要
- 二 施行再建マンションの敷地の設計の概要

(施行者の変動の届出)

第二十九条 法第五十一条第六項の規定による届出をしようとする施行者は、施行者変動届出書に、当該変動の原因である一般承継又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があったことを証する書類を添付して、都道府県知事等に提出しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

第三十一条 法第五十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二の権利変換を希望しない旨の申出書に、自己が施行前マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならない

なければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを証する書類も添付しなければならない。

2 法第五十六条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第三の借家権の取得を希望しない旨の申出書に、自己が再生前マンションについて法第四条第二項第五号に規定する借家権者（以下単に「借家権者」という。）であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

3
(略)

(権利変換計画又はその変更の認可申請手続)

第三十二条 法第五十七条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、法第六十六条において準用する法第五十七条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、都道府県知事等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特定建物である建替前マンションの建替えを行うことができるときは、同項に規定する建替え承認決議を得たことを証する書類

五 区分所有法第八十一条の規定により同条第一項に規定する特定滅失建物であるマンション（第七号において「特定滅失マンション」という。）の所在していた土地におけるマンションの再建を行うことができるときは、同項に規定する再建承認決議を得たことを証する書類

六 区分所有法第八十二条の規定により同条第一項に規定する特定建物である建替前マンション（次号において「特定マンション」という。）の建替えを行うことができるときは、同項に規定する建替え

ときは、同項の同意を得たことを証する書類も添付しなければならない。

2 法第五十六条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第三の借家権の取得を希望しない旨の申出書に、自己が施行マンションについて法第四条第二項第五号に規定する借家権者（以下単に「借家権者」という。）であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

3
(略)

(権利変換計画又はその変更の認可申請手続)

第三十二条 法第五十七条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、法第六十六条において準用する法第五十七条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、都道府県知事等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条の規定により同条第一項に規定する特定建物（以下単に「特定建物」という。）である施行マンションの建替えを行うことができるときは、同項に規定する建替え承認決議を得たことを証する書類

(新設)

(新設)

承認決議を得たことを証する書類

七 区分所有法第八十三条の規定により特定マンションの建替え及び特定滅失マンションの所在していた土地におけるマンションの再建を行うことができるときは、同項に規定する建替え再建承認決議を得たことを証する書類

八 (略)

(権利変換計画に関する図書)

第三十三条 法第五十八条第一項第一号に掲げる再生後マンションの配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の配置設計図は、再生後マンションの各階平面図に専有部分及び共用部分の配置及び用途を表示したもの並びに再生後マンションの敷地の平面図に各再生後マンションの敷地の区域を表示したものである。

3 法第五十八条第一項第二号から第二十六号までに掲げる事項は、別記様式第六の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

(権利変換計画に定めるべき事項)

第三十四条 法第五十八条第一項第二十六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 再生後マンションの区分所有権を与えられることとなる者の再生前マンションの共用部分の共有持分

三 再生後マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる再生後マンションの共用部分の共有持分

四 再生後マンションの区分所有権を与えられることとなる者の再生前マンションの団地共用部分の共有持分(団地共用部分がある場合に限る。)

五 再生後マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる再生後マンションの団地共用部分の共有持分(団

(新設)

五 (略)

(権利変換計画に関する図書)

第三十三条 法第五十八条第一項第一号に掲げる施行再建マンションの配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の配置設計図は、施行再建マンションの各階平面図に専有部分及び共用部分の配置及び用途を表示したもの並びに施行再建マンションの敷地の平面図に各施行再建マンションの敷地の区域を表示したものである。

3 法第五十八条第一項第二号から第十九号までに掲げる事項は、別記様式第六の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

(権利変換計画に定めるべき事項)

第三十四条 法第五十八条第一項第十九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者の施行前マンションの共用部分の共有持分

三 施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる施行再建マンションの共用部分の共有持分

四 施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者の施行前マンションの団地共用部分の共有持分(団地共用部分がある場合に限る。)

五 施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる施行再建マンションの団地共用部分の共有持分

地共用部分がある場合に限る。)

(再生後マンションの区分所有権等の価額の概算額)

第三十五条 法第五十八条第一項第四号、第七号又は第十号に掲げる再生後マンションの区分所有権の価額の概算額は、マンション再生事業に要する費用の額を当該区分所有権に係る再生後マンションの専有部分の床面積等に応じて按分した額(以下「費用の按分額の概算額」という。)を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日(以下「基準日」という。)における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の見込額(以下この項において「市場価額の概算額」という。)を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額の概算額が市場価額の概算額を超えるときは、市場価額の概算額をもって当該区分所有権の価額の概算額とする。

2 (略)

3 法第五十八条第一項第四号、第七号又は第十号に掲げる再生後マンションの敷地利用権の価額の概算額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込額とする。

(再生後マンションの部分の標準家賃の概算額)

第三十六条 法第五十八条第一項第十七号の概算額は、費用の按分額の概算額の償却額に修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金並びに公課(国有資産等所在市町村交付金を含む。以下同じ。)を加えたものとする。

2・3 (略)

4 第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、費用の按分額の概算額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の運転に要する費用の年

(団地共用部分がある場合に限る。)

(施行再建マンションの区分所有権等の価額の概算額)

第三十五条 法第五十八条第一項第四号に掲げる施行再建マンションの区分所有権の価額の概算額は、マンション建替事業に要する費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて按分した額(以下「費用の按分額の概算額」という。)を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日(以下「基準日」という。)における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の見込額(この項において「市場価額の概算額」という。)を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額の概算額が市場価額の概算額を超えるときは、市場価額の概算額をもって当該区分所有権の価額の概算額とする。

2 (略)

3 法第五十八条第一項第四号に掲げる施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込額とする。

(施行再建マンションの部分の標準家賃の概算額)

第三十六条 法第五十八条第一項第十一号の概算額は、費用の按分額の概算額の償却額に修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金並びに公課(国有資産等所在市町村交付金を含む。以下同じ。)を加えたものとする。

2・3 (略)

4 第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、費用の按分額の概算額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の運転に要する費用の年

額に当該再生後マンションの部分に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、費用の按分額の概算額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

5・6 (略)

(都道府県知事等の認可を要しない権利変換計画の変更)

第三十七条 権利変換計画の変更のうち法第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第五十八条第一項第二号、第五号、第八号又は第十三号に掲げる事項の変更

二 法第五十八条第一項第十一号、第十五号又は第十八号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

三 法第五十八条第一項第二十二号に掲げる事項のうち再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細の変更

四 法第五十八条第一項第二十三号に掲げる事項のうち保留敷地の所有権又は借地権の明細の変更

五 (略)

(審査委員の同意を要しない権利変換計画の変更)

第三十八条 権利変換計画の変更のうち法第六十七条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第五十八条第一項第二号、第五号、第八号、第十三号、第二十二号又は第二十三号に掲げる事項の変更

二 法第五十八条第一項第十一号、第十五号又は第十八号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

(権利変換計画の公告事項等)

第三十九条 施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

額に当該施行再建マンションの部分に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、費用の按分額の概算額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

5・6 (略)

(都道府県知事等の認可を要しない権利変換計画の変更)

第三十七条 権利変換計画の変更のうち法第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第五十八条第一項第二号又は第七号に掲げる事項の変更

二 法第五十八条第一項第五号、第九号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

三 法第五十八条第一項第十五号に掲げる事項のうち施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細の変更

四 法第五十八条第一項第十六号に掲げる事項のうち保留敷地の所有権又は借地権の明細の変更

五 (略)

(審査委員の同意を要しない権利変換計画の変更)

第三十八条 権利変換計画の変更のうち法第六十七条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第五十八条第一項第二号、第七号、第十五号又は第十六号に掲げる事項の変更

二 法第五十八条第一項第五号、第九号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

(権利変換計画の公告事項等)

第三十九条 施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 マンション再生事業の名称

二・三 (略)

四 権利変換計画に係る再生前マンションの敷地の区域又は再建敷地の区域及び再生後マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称

五・六 (略)

2・3 (略)

(標準家賃の額の確定の補正方法)

第四十六条 令第二十二条第三項の標準家賃の概算額の補正は、第三十六条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、再生後マンションの部分について賃借権を与えられることとなる者が再生前マンションについて有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行うものとする。

(事務所備付け簿書)

第四十七条 法第九十五条第一項の規定により施行者が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 マンション再生事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

六・七 (略)

(書類の送付に代わる公告)

第四十八条 令第二十五条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

(削る)

一 マンション建替事業の名称

二・三 (略)

四 権利変換計画に係る施行マンションの敷地の区域及び施行再建マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称

五・六 (略)

2・3 (略)

(標準家賃の額の確定の補正方法)

第四十六条 令第二十二条第三項の標準家賃の概算額の補正は、第三十六条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、施行再建マンションの部分について賃借権を与えられることとなる者が施行マンションについて有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行うものとする。

(事務所備付け簿書)

第四十七条 法第九十五条第一項の規定により施行者が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 マンション建替事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

六・七 (略)

(書類の送付に代わる公告)

第四十八条 令第二十五条第一項で規定する国土交通省令で定める定期刊行物は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

第二章 除却する必要があるマンションに係る特別の措置

(削る)

第四十九条から第五十二条まで 削除

第一節 除却の必要性に係る認定等

(マンシヨンの除却の必要性に係る認定の申請)

第四十九条 法第二百二条第二項第一号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンシヨンについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、木造のマンシヨン又は木造と木造以外の構造とを併用するマンシヨンについては別記様式第十一の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本並びに別記様式第十二の正本及び副本に、木造の構造部分を有しないマンシヨンについては別記様式第十一の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一 区分所有法第十八条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し(区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類)

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

三 当該マンシヨンが法第二百二条第二項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを特定行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該マンシヨンが当該基準に適合していないことを証するものとして特定行政庁が規則で定める書類

2 法第二百二条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンシヨンについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号に掲げる書類

二 当該マンシヨンが法第二百二条第二項第二号若しくは第五号の国土

交通大臣が定める基準に適合しないこと又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類

三 当該マンションの平面図その他の当該マンションが法第百二条第二項第二号若しくは第五号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証するものとして特定行政庁が規則で定める書類

3 特定行政庁は、第一項の規定にかかわらず、規則で、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

（改修に関する工事を行うことが著しく困難な配管設備）

第四十九条の二 法第百二条第二項第四号に規定する国土交通省令で定めるものは、マンションの専有部分の天井裏に設ける配管設備（当該配管設備を有する階の直上階の専有部分又は共用部分の給水又は排水のために設けるものに限る。）であって、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（認定通知書の様式）

第五十条 特定行政庁は、法第百二条第二項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十三の除却の必要性に係る認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（認定をした旨の通知書の様式）

第五十一条 法第百二条第三項の規定による通知は、別記様式第十四により行うものとする。

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第五十二条 法第百五条第一項の許可を申請しようとする者は、別記様式第十五の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規

(削る)

(削る)

則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしたときは、別記様式第十六の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしないときは、別記様式第十七の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第二節 買受計画の認定等

(買受計画の認定の申請)

第五十三条 法第百九条第一項の認定を申請しようとする者は、別記様式第十八の買受計画書を認定申請書とともに提出しなければならない。

2 法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期
- 二 一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る特定要除却認定マンションを含むものに限る。）の全部が特定要除却認定マンションであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンション（当該買受計画に係る特定要除却認定マンション及び既に買受計画の認定の申請がなされた特定要除却認定マ

(削る)

(削る)

第二章 マンション等売却事業

第一節 除却等計画の認定等

(除却等計画の認定の申請)

第五十三条 法第一百四条第一項の認定を申請しようとする者は、別記様式第十八の除却等計画書を認定申請書とともに提出しなければならない。

2 法第一百四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該除却等計画に係る売却決議マンション等についての法第一百三条第一項の認可を申請する予定時期
- 二 一団地内にある数棟の建物（当該除却等計画に係る売却決議マンション等を含むものに限る。）の全部が売却決議マンション等であり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合で、かつ、当該除却等計

ンションを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期

(認定通知書の様式)

第五十四条 都道府県知事等は、法百九条第一項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十九によりその旨を申請者に通知するものとする。

(買受計画の変更)

第五十五条 前二条の規定は、法百十一条第一項の変更の認定について準用する。

第三章 マンション敷地売却事業

(新設)

(新設)

画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合において、当該団地内マンション（当該除却等計画に係る売却決議マンション等及び既に除却等計画の認定の申請がなされた売却決議マンション等を除く。）の除却等計画の認定を申請する予定があるときは、その時期

（認定通知書の様式）

第五十四条 都道府県知事等は、法第一百四十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十九によりその旨を申請者に通知するものとする。

（除却等計画の変更）

第五十五条 前二条の規定は、法第一百六条第一項の変更の認定について準用する。

第二節 マンション等売却組合

（定款の記載事項）

第五十六条 第一条の規定は、法第一百一十一条第十号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（認可申請手続）

第五十七条 法第一百三十一条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び資金計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

（認可申請書の添付書類）

第五十八条 法第一百三十一条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が売却等マンションとなるべきマンシ

（新設）

（新設）

第一節 マンション敷地売却組合

（定款の記載事項）

第五十六条 第一条の規定は、法第一百八条第十号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（認可申請手続）

第五十七条 法第二百十条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び資金計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

（認可申請書の添付書類）

第五十八条 法第二百十条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が売却マンションとなるべきマンシ

ヨン又は売却敷地となるべき土地の売却合意者であることを証する書類

二 法第百十三条第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び同項各号に掲げるマンション又は土地についての売却決議の内容を記載した書類

三 法第百十八条第二項第一号イからハまでに掲げる事業を行う組合の設立についての認可の申請である場合においては、当該申請に係るマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四 法第百十三条第一項の認可の申請に係る売却決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の六第一項の規定によりされた建物敷地売却決議若しくは区分所有法第六十四条の七第一項の規定によりされた建物取壊し敷地売却決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十一条第一項の規定によりされた団地内建物敷地売却決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十六条第一項の規定によりされた敷地売却決議又は被災区分所有法第十条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十五条第一項の規定によりされた一括敷地売却決議である場合においては、売却等マンションとなるべきマンション又は売却敷地となるべき土地が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であった土地であることを証する書類

五 マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行う場合にあっては、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であることを証する書類

六 売却等マンションの居住者に当該マンションに代わる建築物若しくはその部分を提供する場合又は売却敷地の区域において滅失したマンションに居住していた者に当該滅失したマンションに代わる建

ンのマンション敷地売却合意者であることを証する書類

二 前号のマンションについて法第百二十条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該マンションについてのマンション敷地売却決議の内容を記載した書類

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

建築物若しくはその部分を提供する場合にあつては、その内容を記載した計画

七 売却等マンション（認定除却等計画に係る売却決議マンション等を除く。）の除却等をした後の土地又は売却敷地を売却した後の土地の利用に関する内容を記載した計画

八 法第百十八条第二項第二号に掲げる事業を行う組合の設立についての認可の申請である場合においては、当該申請に係るマンションが法第百六十三条の五十六第二項各号のいずれにも該当しないことを証する書類

2 法第百三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション等売却組合（以下この章及び第百五条第七項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 新たに売却等マンション又は売却敷地に追加しようとするマンション又は土地がある場合においては、当該マンション又は土地について法第百三十四条第二項において準用する法第百十三条第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び当該マンション又は土地についての売却決議の内容を記載した書類

三 前号の場合において、法第百三十四条第一項の認可の申請をしようとする組合が法第百十八条第二項第一号から八までに掲げる事業を行う組合であるときは、新たに売却等マンションに追加しようとするマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四 第二号の場合において、新たに売却等マンション又は売却敷地に追加しようとするマンション又は土地についての売却決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の六第一項の規定によりされた建物敷地売却決議若しくは区分所有法第六十四条の七第一項の規定によりされた建物取壊し敷地売却決議、被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十一条第一項の規定によりされた団地内建

（新設）

（新設）

2 法第百三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション敷地売却組合（以下この章及び第百五条第七項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

（新設）

（新設）

（新設）

物敷地売却決議、被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十六条第一項の規定によりされた敷地売却決議又は被災区分所有法第十条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十五条第一項の規定によりされた一括敷地売却決議であるときは、売却等マンションとなるべきマンション又は売却敷地となるべき土地が被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンション又は当該災害により滅失したマンションの敷地であつた土地であることを証する書類

五|| 第二号の場合において、新たに売却等マンションに追加しようとするマンションについてマンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行うときは、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、当該マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であることを証する書類

六|| 第二号の場合において、新たに売却等マンションに追加しようとするマンションの居住者に当該マンションに代わる建築物若しくはその部分を提供するとき又は新たに売却敷地に追加しようとする土地において滅失したマンションに居住していた者に当該滅失したマンションに代わる建築物若しくはその部分を提供するときは、その内容を記載した計画

七|| 新たに売却等マンション又は売却敷地に追加しようとするマンション（認定除却等計画に係る売却決議マンション等を除く。）又は土地がある場合においては、当該マンションの除却等をした後の土地又は新たに売却敷地に追加しようとする土地を売却した後の土地の利用に関する内容を記載した計画

八|| 第二号の場合において、法第百三十四条第一項の認可の申請をしようとする組合が法第百十八条第二項第二号に掲げる事業を行う組合であるときは、新たに売却等マンションに追加しようとするマンションが法第百六十三条の五十六第二項各号のいずれにも該当しないことを証する書類

九||
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二||
(略)

3 (略)

(電磁的方法による議決権行使の承諾等)

第五十八条の二 第三条の二の規定は、法第百十六条第二項の国土交通省令で定める方法等について準用する。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第五十八条の三 第三条の四の規定は、法第百十六条第六項の国土交通省令で定める方法等について準用する。

(法第百十八条第一項第六号及び第二項第二号の国土交通省令で定める売却決議マンション又は売却決議マンション群)

第五十八条の四 法第百十八条第一項第六号及び第二項第二号の国土交通省令で定めるものは、認定除却等計画に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群とする。

(公告事項)

第五十九条 法第百二十条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 法第百三十四条第二項において準用する法第百二十条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 組合の名称、売却等マンションの名称、売却敷地の所在地又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三・四 (略)

(組合員名簿の記載事項)

第六十条 第十八条の規定は、法第百二十五条第三項において読み替え

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(公告事項)

第五十九条 法第百二十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 法第百三十四条第二項において準用する法第百二十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 組合の名称、売却マンションの名称又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三・四 (略)

(組合員名簿の記載事項)

第六十条 第十八条の規定は、法第百二十五条第三項において読み替え

て準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「令第三条第一項」とあるのは、「令第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(決算報告書)

第六十二条 第二十一条の規定は、法第百三十八条において準用する法第四十二条の決算報告書について準用する。この場合において、第二十一条第一号中「組合」とあるのは、「法第百九条に規定する組合」と読み替えるものとする。

第三節 分配金取得手続等

(権利処分承認申請手続)

第六十三条 第三十条の規定は、法第百四十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第二十」と、「施行者」とあるのは「法第百九条に規定する組合」と読み替えるものとする。

(通常受ける損失)

第六十七条 令第三十二条の国土交通省令で定める損失は、法第百四十二条第一項第五号に規定する者（次項第七号において「権利を有する者」という。）がマンション等売却事業の実施により通常受ける損失（令第三十二条に規定するものを除く。）とする。

(削る)

(削る)

2 令第三十二条の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、

て準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項」とあるのは、「令第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(決算報告書)

第六十二条 第二十一条の規定は、法第百三十八条において準用する法第四十二条の決算報告書について準用する。この場合において、第二十一条第一号中「組合」とあるのは、「法第百十六条に規定する組合」と読み替えるものとする。

第二節 分配金取得手続等

(権利処分承認申請手続)

第六十三条 第三十条の規定は、法第百四十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第二十」と、「施行者」とあるのは「法第百十六条に規定する組合」と読み替えるものとする。

(通常受ける損失)

第六十七条 令第三十二条の国土交通省令で定める損失は、次に掲げるものとする。

- 一 借家権者に係る損失であつて新たな物件の賃借に係るもの
 - 二 その他法第百四十二条第一項第五号に掲げる者（次項第八号において「権利を有する者」という。）がマンション敷地売却事業の実施により通常受ける損失（令第三十二条に規定するものを除く。）
- 2 令第三十二条の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、

次に掲げる額を合算した額とする。

一 売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に物件があると
きは、その物件の移転料（物件を通常妥当と認められる移転先に、
通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を
いう。次号及び第七十六条の十五第二項において同じ。）

二（略）

三 営業の継続が通常不能となるものと認められるときは、次に掲げ
る額

イ・ロ（略）

ハ 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当（労働基準法（
昭和二十二年法律第四十九号）第二十条の規定により使用者が支
払うべき平均賃金をいう。第七十六条の十五第二項第三号ハにお
いて同じ。）相当額、転業が相当であり、かつ、従業員を継続し
て雇用する必要があるものと認められる場合における転業に通常
必要とする期間中の休業手当（同法第二十六条の規定により使用
者が支払うべき手当をいう。次号イ及び第七十六条の十五第二項
において同じ。）相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

ニ 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（個人営業の場合に
おいては、従前の所得。次号ロ、第五号ロ及び第七十六条の十五
第二項において同じ。）相当額

四〇六（略）

（削る）

七 前各号に掲げるもののほか、マンション等売却事業の実施により
権利を有する者が通常受ける損失額

3 前項各号に掲げる額は、法第二百二十条第一項の公告の日の価格によ

次に掲げる額を合算した額とする。

一 売却等マンション又はその敷地に物件があるときは、その物件の移
転料（物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められ
る移転方法によって移転するのに要する費用をいう。次号において
同じ。）

二（略）

三 営業の継続が通常不能となるものと認められるときは、次に掲げ
る額

イ・ロ（略）

ハ 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当（労働基準法（
昭和二十二年法律第四十九号）第二十条の規定により使用者が支
払うべき平均賃金をいう。）相当額、転業が相当であり、かつ、
従業員を継続して雇用する必要があるものと認められる場合にお
ける転業に通常必要とする期間中の休業手当（同法第二十六条の
規定により使用者が支払うべき手当をいう。次号イにおいて同じ
。）相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

ニ 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（個人営業の場合に
おいては、従前の所得。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）相
当額

四〇六（略）

七 売却マンションの借家権者にあつては、次に掲げる額

イ 新たに借家権を有していた売却マンションの部分に照応する物
件を賃借するための契約を締結するのに通常要する費用

ロ イの物件における居住又は営業を安定させるために通常必要と
認められる期間中の当該物件の通常の賃借料のうち従前の賃借の
目的物の賃借料の額を超える部分の額

八 前各号に掲げるもののほか、マンション敷地売却事業の実施によ
り権利を有する者が通常受ける損失額

3 前項各号に掲げる額は、法第二百二十三条第一項の公告の日の価格に

って算定するものとする。

(分配金取得計画の公告事項等)

第七十条 組合は、分配金取得計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 マンション等売却事業の名称

二・三 (略)

四 分配金取得計画に係る売却等マンションの敷地の区域又は売却敷地の区域に含まれる地域の名称

五・六 (略)

2・3 (略)

(事務所備付け簿書)

第七十五条 法第百五十八条第一項の規定により組合が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 マンション等売却事業に関し、組合が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

四・五 (略)

(書類の送付に代わる公告)

第七十六条 第四十八条の規定は、令第三十四条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

第三章 マンション除却事業

第一節 マンション除却組合

(定款の記載事項)

第七十六条の二 第一条の規定は、法第百六十三条の四第十号の国土交

よって算定するものとする。

(分配金取得計画の公告事項等)

第七十条 組合は、分配金取得計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 マンション敷地売却事業の名称

二・三 (略)

四 分配金取得計画に係る売却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称

五・六 (略)

2・3 (略)

(事務所備付け簿書)

第七十五条 法第百五十八条第一項の規定により組合が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 マンション敷地売却事業に関し、組合が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

四・五 (略)

(書類の送付に代わる公告)

第七十六条 第四十八条の規定は、令第三十四条第一項で規定する国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

通省令で定める事項について準用する。

(認可申請手続)

第七十六条の三 法第六十三条の六第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び資金計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(新設)

(認可申請書の添付書類)

第七十六条の四 法第六十三条の六第一項の認可を申請しようとする

者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が除却マンションとなるべきマンションの取壊し合意者であることを証する書類

二 前号のマンションについて法第六十三条の六第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び当該マンションについての取壊し決議の内容を記載した書類

(新設)

三 区分所有法第六十四条の八第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の八第一項の規定によりされた取壊し決議に係るマンション(要除却等認定を受けたものを除く。)に係るマンション除却事業を行う組合の設立についての認可の申請である場合においては、当該申請に係るマンションが区分所有法第六十二条第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

四 法第六十三条の六第一項の認可の申請に係る取壊し決議が被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の八第一項の規定によりされた取壊し決議である場合においては、除却マンションとなるべきマンションが被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をしたマンションであることを証する書類

五 マンションの除却を行うことが、除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であることを証する書類

六 除却マンションの居住者に当該マンションに代わる建築物又はその部分を提供する場合にあつては、その内容を記載した計画

2 法第六十三条の二十七第一項の認可を申請しようとするマンション除却組合（以下この章及び第五十九条第九項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は資金計画の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

二 認可を申請しようとする組合が法第六十三条の二十七第三項の同意を得なければならない場合には、その同意を得たことを証する書類

3 法第六十三条の三十四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 権利消滅期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完了を明らかにする書類若しくは事業の完了が不能であることを明らかにする書類

二 認可を申請しようとする組合が法第六十三条の三十第三項の同意を得なければならない場合には、その同意を得たことを証する書類

（電磁的方法による議決権行使の承諾等）

第七十六条の五 第三条の二の規定は、法第六十三条の九第二項の国土交通省令で定める方法等について準用する。

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第七十六条の六 第三条の四の規定は、法第六十三条の九第六項の国土交通省令で定める方法等について準用する。

（公告事項）

第七十六条の七 法第六十三条の十三第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

一 事務所の所在地

二 設立認可の年月日

三 事業年度

四 公告の方法

2 法第六百六十三条の二十七第二項において準用する法第六百六十三条の十三第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所の所在地及び設立認可の年月日

二 組合の名称、除却マンシヨンの名称又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 前項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

四 定款又は資金計画の変更の認可の年月日

（組合員名簿の記載事項）

第七十六条の八 第十八条の規定は、法第六百六十三条の十八第三項において読み替えて準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「令第三条第一項」とあるのは、「令第三十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

（電磁的記録）

第七十六条の九 第十八条の二の規定は、法第六百六十三条の十九第三項において準用する法第二十四条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録について準用する。

（決算報告書）

第七十六条の十 第二十一条の規定は、法第六百六十三条の三十一において準用する法第四十二条の決算報告書について準用する。この場合において、第二十一条第一号中「組合」とあるのは、「法第六百六十三条

（新設）

（新設）

（新設）

の二に規定する組合」と読み替えるものとする。

第二節 補償金支払手続等

(新設)

(権利処分承認申請手続)

第七十六条の十一 第三十条の規定は、法第六十三條の三十三第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第二十五の二」と、「施行者」とあるのは「法第六十三條の二に規定する組合」と読み替えるものとする。

(新設)

(補償金支払計画又はその変更の認可申請手続)

第七十六条の十二 法第六十三條の三十四第一項後段の認可を申請しようとする組合は補償金支払計画に、法第六十三條の三十八において準用する法第六十三條の三十四第一項後段の認可を申請しようとする組合は補償金支払計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、都道府県知事等に提出しなければならない。

(新設)

- 一 法第六十三條の三十九の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類
- 二 補償金支払計画の決定又は変更についての総会の議決を経たことを証する書類

(補償金支払計画書の様式)

第七十六条の十三 法第六十三條の三十五第一項各号に掲げる事項は、別記様式第二十五の三の補償金支払計画書を作成して定めなければならない。

(新設)

(補償金支払計画に定めるべき事項)

第七十六条の十四 法第六十三條の三十五第一項第七号の国土交通省

(新設)

令で定める事項は、法第六十三條の四十四の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法とする。

（通常受ける損失）

第七十六條の十五 令第三十五條の六の国土交通省令で定める損失は、法第六十三條の三十五第一項第四号に規定する者（次項第七号において「権利を有する者」という。）がマンション除却事業の実施により通常受ける損失（令第三十五條の六に規定するものを除く。）とする。

2 令第三十五條の六の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 除却マンション又はその敷地に物件があるときは、その物件の移転料

二 前号の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき若しくは物件を移転することによって従来利用していた目的に供することが著しく困難となるとき又は移転料が移転しなければならぬ物件に相当するものを取得するのに要する価格を超えるときは、その物件の正常な取引価格

三 営業の継続が通常不能となるものと認められるときは、次に掲げる額

イ 独立した資産として取引される慣習のある営業の権利その他の営業に関する無形の資産については、その正常な取引価格

ロ 機械器具、商品、仕掛品等の売却損その他資産に関して通常生ずる損失額

ハ 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当であり、かつ、従業員を継続して雇用する必要があるものと認められる場合における転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

ニ 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額

四 営業の全部又は一部を通常一時休止する必要があるものと認めら

（新設）

れるときは、次に掲げる額

イ 休業を通常必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課その他の当該期間中においても発生する固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額

ロ 休業を通常必要とする期間中の収益の減少額

ハ 休業することにより、又は営業を行う場所を変更することにより、一時的に顧客を喪失することによって通常生ずる損失額（ロに掲げるものを除く。）

ニ 営業を行う場所の移転に伴う輸送の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他移転に伴い通常生ずる損失額

五 営業を休止することなく仮営業所において営業を継続することが通常必要かつ相当であるものと認められるときは、次に掲げる額

イ 仮営業所を新たに確保し、かつ、使用するのに通常要する費用

ロ 仮営業所における営業であることによる収益の減少額

ハ 営業を行う場所を変更することにより、一時的に顧客を喪失することによって通常生ずる損失額（ロに掲げるものを除く。）

ニ 前号ニに掲げる額

六 営業の規模を通常縮小しなければならないものと認められるときは、次に掲げる額

イ 第三号ロ及びハに掲げる額（営業の規模の縮小に伴い通常生ずるものに限る。）

ロ 営業の規模の縮小に伴い経営効率が客観的に低下するものと認められるときは、これにより通常生ずる損失額

七 前各号に掲げるもののほか、マンション除却事業の実施により権利を有する者が通常受ける損失額

3 前項各号に掲げる額は、法第六十三條の十三第一項の公告の日の価格によって算定するものとする。

（都道府県知事等の認可を要しない補償金支払計画の変更）

第七十六條の十六 補償金支払計画の変更のうち法第六十三條の三十

（新設）

八の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条の三十五第一項第一号に掲げる事項の変更
- 二 法第六十三条の三十五第一項第三号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、補償金支払計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

（審査委員の同意を要しない補償金支払計画の変更）

第七十六条の十七 補償金支払計画の変更のうち法第六十三条の三十

九の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条の三十五第一項第一号に掲げる事項の変更
- 二 法第六十三条の三十五第一項第三号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

（補償金支払計画の公告事項等）

第七十六条の十八 組合は、補償金支払計画の認可を受けたときは、次

に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 マンション除却事業の名称
 - 二 組合の名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 補償金支払計画に係る除却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
 - 五 権利消滅期日
 - 六 補償金支払計画の認可を受けた年月日
- 2 組合は、補償金支払計画の変更の認可を受けたとき又は補償金支払計画について第七十六条の十六各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項
 - 二 権利消滅期日について変更がされたときは、その変更の内容
 - 三 補償金支払計画の変更の認可を受けた年月日又は補償金支払計画

（新設）

（新設）

3 について第七十六条の十六各号に掲げる軽微な変更をした年月日

法第六十三条の四十第一項の規定により通知すべき事項は、補償金支払計画の認可を受けたときにあつては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び補償金支払計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、補償金支払計画の変更の認可を受けたとき又は補償金支払計画につき第七十六条の十六各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては、同項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに補償金支払計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

(権利消滅期日等の通知)

第七十六条の十九 第四十条の規定は、法第六十三条の四十一の規定による通知及び同条の国土交通省令で定める事項について準用する。

この場合において、第四十条の見出し中「権利変換期日等」とあるのは「権利消滅期日等」と、同条第一項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第二十五の四」と、同条第二項中「権利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と、「第三十七条各号」とあるのは「第七十六条の十六各号」と読み替えるものとする。

(新設)

(補償金の支払に係る修正率の算定方法)

第七十六条の二十 第四十一条の規定は、法第六十三条の四十四の規定による修正率について準用する。この場合において、付録第二の備考中「権利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と読み替えるものとする。

(新設)

(配当機関への通知)

第七十六条の二十一 第七十六条の十八第三項の規定は、令第三十五条の七第一項において読み替えて準用する令第十七条第二項の規定により通知すべき事項について準用する。

(新設)

(配当機関への補償金の払渡し)

第七十六条の二十二 組合は、法第六十三條の四十五において読み替えて準用する法第七十八條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により補償金を払い渡すときは、併せて、別記様式第二十五の五の補償金払渡通知書及び別記様式第二十五の六の権利喪失通知書を提出しなければならない。

(新設)

(事務所備付け簿書)

第七十六条の二十三 法第六十三條の五十第一項の規定により組合が備え付けておかねばならない簿書は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 定款

二 補償金支払計画書

三 マンション除却事業に関し、組合が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

四 組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録

五 法第六十三條の三十九の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

(書類の送付に代わる公告)

第七十六条の二十四 第四十八條の規定は、令第三十五條の八第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

(新設)

第四章 除却等の必要性に係る認定等

(新設)

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請)

第七十六条の二十五 法第六十三條の五十六第二項第一号に該当する

(新設)

ものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用するマンションについては別記様式第二十五の

七の除却等の必要性に係る認定申請書の正本及び副本並びに別記様式第二十五の八の正本及び副本に、木造の構造部分を有しないマンションについては別記様式第二十五の七の除却等の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一 区分所有法第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じた同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

三 当該マンションが法第六十三条の五十六第二項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを特定行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該マンションが当該基準に適合していないことを証するものとして特定行政庁が規則で定める書類

2

法第六十三条の五十六第二項第二号から第五号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十五の七の除却等の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号に掲げる書類

二 当該マンションが法第六十三条の五十六第二項第二号若しくは第五号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類

三 当該マンションの平面図その他の当該マンションが法第六十三条の五十六第二項第二号若しくは第五号の国土交通大臣が定める基

準に適合していないこと又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証するものとして特定行政庁が規則で定める書類

3 特定行政庁は、第一項の規定にかかわらず、規則で、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

(法第六十三條の五十六第一項の国土交通省令で定める工事)

第七十六條の二十六 法第六十三條の五十六第一項の国土交通省令で

定める工事は、次に掲げるものとする。

一 法第八十一條に規定する更新工事

二 建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。）のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をし、マンション以外の建物とする工事

(改修に関する工事を行うことが著しく困難な配管設備)

第七十六條の二十七 法第六十三條の五十六第二項第四号の国土交通

省令で定めるものは、マンションの専有部分の天井裏に設ける配管設備（当該配管設備を有する階の直上階の専有部分又は共用部分の給水又は排水のために設けるものに限る。）であつて、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(認定通知書の様式)

第七十六條の二十八 特定行政庁は、法第六十三條の五十六第二項の

認定をしたときは、速やかに、別記様式第二十五の九の除却等の必要性に係る認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(認定をした旨の通知書の様式)

第七十六条の二十九 法第六十三条の五十六第三項の規定による通知は、別記様式第二十五の十により行うものとする。

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第七十六条の三十 法第六十三条の五十九第一項の規定による許可を申請しようとする者は、別記様式第二十五の十一の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第六十三条の五十九第一項の規定による許可をしたときは、別記様式第二十五の十二の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第六十三条の五十九第一項の規定による許可をしないときは、別記様式第二十五の十三の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第五章 敷地分割事業

(認可申請書の添付書類)

第七十九条 法第六十八條第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前号の土地について法第六十八條第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び当該土地についての敷地分割決議の内容を記載した書類

三 法第六十八條第一項の認可の申請に係る敷地分割決議が法第六十三條の六十三第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた敷地分割決議である場合においては、団地

(新設)

(新設)

第四章 敷地分割事業

(認可申請書の添付書類)

第七十九条 法第六十八條第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前号の土地について法第六十八條第二項の同意を得たことを証する書類及び当該土地についての敷地分割決議の内容を記載した書類

(新設)

内建物を構成するマンションが被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失をした要除却等認定マンションであることを証する書類

- 2 法第八十三条第一項の認可を申請しようとする敷地分割組合（以下この章及び第一百五条第十一項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

3 （略）

（敷地分割の概要）

第八十二条 法第六十九条第一項の敷地分割の概要は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 要除却等認定マンションの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
- 二 敷地分割後の当該要除却等認定マンションの除却の実施方法
- 三 マンションの再生等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

（組合員名簿の記載事項）

第九十一条 第十八条の規定は、法第七十四条第三項において読み替えて準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「令第三条第一項」とあるのは、「令第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（書類の送付に代わる公告）

第四百四条 第四十八条の規定は、令第四十二条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

- 2 法第八十三条第一項の認可を申請しようとする敷地分割組合（以下この章及び第一百五条第九項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

3 （略）

（敷地分割の概要）

第八十二条 法第六十九条第一項の敷地分割の概要は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定要除却認定マンションの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
- 二 敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方法
- 三 マンションの建替え等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

（組合員名簿の記載事項）

第九十一条 第十八条の規定は、法第七十四条第三項において読み替えて準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項」とあるのは、「令第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（書類の送付に代わる公告）

第四百四条 第四十八条の規定は、令第四十二条第一項で規定する国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

第六章 雑則

(公告の方法等)

第百五条 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第二項（法第二百二十六条第三項、法第六十三條の十九第三項及び法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第三十八条第六項、法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条第七項、法第五十七条第五項（法第六十六条において準用する場合を含む。）、法第六十八条第一項、法第八十一条、法第九十九条第三項、法第二百十条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第三百三十七条第五項、法第四百七十七条第一項、法第六十三條の十三第一項（法第六十三條の二十七第二項において準用する場合を含む。）、法第六十三條の三十第五項、法第六十三條の四十第一項、法第七十三條第一項（法第八十三條第二項において準用する場合を含む。）、法第八十六條第五項又は法第九十九条第一項の公告は、官報、公報その他所定的手段により行わなければならない。

2 都道府県知事等は、法第十四条第一項の公告、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告（再生前マンシヨンの敷地の区域、再建敷地の区域又は再生後マンシヨンの敷地の区域を変更するものに限る。）、法第四十九条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（再生前マンシヨンの敷地の区域、再建敷地の区域又は再生後マンシヨンの敷地の区域を変更するものに限る。）をしたときは、その公告の内容、第五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の再生前マンシヨンの敷地、区域図によって表示した再生前マンシヨンの敷地の区域、第五条の二第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の再建敷地、区域図によって表示した再建敷地の区域又は第八条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の再生後マンシヨンの敷地、区域図によって

第五章 雑則

(公告の方法等)

第百五条 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第二項（法第二百二十六条第三項及び法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第三十八条第六項、法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条第七項、法第六十八条第一項、法第八十一条、法第九十九条第三項、法第二百三十三條第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第三百三十七条第五項、法第四百七十七条第一項、法第七十三條第一項（法第八十三條第二項において準用する場合を含む。）、法第八十六條第五項又は法第九十九条第一項の公告は、官報、公報その他所定的手段により行わなければならない。

2 都道府県知事等は、法第十四条第一項の公告、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告（施行マンシヨンの敷地の区域又は施行再建マンシヨンの敷地の区域を変更するものに限る。）、法第四十九条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（施行マンシヨンの敷地の区域又は施行再建マンシヨンの敷地の区域を変更するものに限る。）をしたときは、その公告の内容、第五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行マンシヨンの敷地、区域図によって表示した施行マンシヨンの敷地の区域又は第八条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行再建マンシヨンの敷地、区域図によって表示した施行再建マンシヨンの敷地の区域について、その公告をした日から起算して三十日間、施行マンシヨンの敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の

て表示した再生後マンションの敷地の区域について、その公告をした日から起算して三十日間、再生前マンションの敷地、再建敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事の完了の公告の日以後にあつては、再生後マンションの敷地。以下この条において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下この条において同じ。）のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

3 都道府県知事等は、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（これらの公告のうち再生前マンションの敷地の区域、再建敷地の区域又は再生後マンションの敷地の区域を変更するものを除く。）をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

4 施行者は、法第五十七条第五項の公告、法第六十六条において準用する法第五十七条第五項の公告又は法第六十八条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計について、その公告をした日から起算して十日間、再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第六十六条において準用する法第五十七条第五項の公告又は法第六十八条第一項の公告をしたときにおいては、第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

- 一 再生前マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
- 二 施行者が自ら管理するウェブサイト有していない場合（個人施行者にあつては、マンション再生事業のために自ら管理するウェブ

建築工事の完了の公告の日以後にあつては、施行再建マンションの敷地。以下この条において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下この条において同じ。）のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

3 都道府県知事等は、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（これらの公告のうち施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものを除く。）をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

4 施行者は、法第六十八条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第六十八条第一項の公告をしたときにおいては、第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

- 一 施行マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
 - 二 施行者が自ら管理するウェブサイト有していない場合（法第五
- 条第二項の規定による施行者にあつては、マンション建替事業のた

サイトを有していない場合)

5 都道府県知事等又は施行者は、法第五十一条第七項、法第八十一条又は法第九十九条第三項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあつては当該都道府県の、施行者にあつては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 再生前マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
二 施行者が自ら管理するウェブサイト^{を有していない場合}(個人施行者にあつては、マンション再生事業のために自ら管理するウェブサイト^{を有していない場合})

6 都道府県知事等は、法第二百一十条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して三十日間、売却等マンションの敷地又は売却敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

7 都道府県知事等又は組合は、法第三百三十四条第二項において準用する法第二百一十条第一項又は法第四百七条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、売却等マンションの敷地又は売却敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあつては当該都道府県の、組合にあつては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該組合のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 売却等マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
二 (略)

8 都道府県知事等は、法第六十三条の十三第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して三十日間、売却等マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

めに自ら管理するウェブサイト^{を有していない場合})

5 都道府県知事等又は施行者は、法第五十一条第七項、法第八十一条又は法第九十九条第三項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあつては当該都道府県の、施行者にあつては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 施行マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
二 施行者が自ら管理するウェブサイト^{を有していない場合}(法第五条第二項の規定による施行者にあつては、マンション建替事業のために自ら管理するウェブサイト^{を有していない場合})

6 都道府県知事等は、法第二百一十条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して三十日間、売却等マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

7 都道府県知事等又は組合は、法第三百三十四条第二項において準用する法第二百一十条第一項又は法第四百七条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、売却等マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあつては当該都道府県の、組合にあつては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該組合のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 売却等マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
二 (略)

(新設)

ならない。

9|| 都道府県知事等又は組合は、法第六十三条の二十七第二項において準用する法第六十三条の十三第一項又は法第六十三条の四十第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、除却マンシヨンの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあつては当該都道府県の、組合にあつては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該組合のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 除却マンシヨンの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 組合が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

10||
11|| (略)

(権限の委任)

第六十六条 法第一百一条第一項、法第六十三条第一項、法第六十三条の五十五第一項及び法第二百十六条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

付録第一 (第三十五条、第四十五条関係)

$$C_1 = \frac{CbA_1}{\sum A_i} + \sum C' bRb_1$$

C₁は、費用の按分額の概算額又は費用の按分額

C_bは、マンシヨン再生事業に要する費用のうち、再生後マンシヨンの専有部分に係るもの

C'_bは、当該再生後マンシヨンの整備に要する費用のうち、再生後マンシヨンの共用部分でRb₁に対応するものに係るもの

A₁は、その者が取得することとなる再生後マンシヨンの専有部分の床面積

A_iは、当該再生後マンシヨンの専有部分の床面積

Rb₁は、その者が取得することとなる再生後マンシヨンの共用部分の共

(新設)

8||
9|| (略)

(権限の委任)

第六十六条 法第一百一条第一項、法第六十三条第一項及び法第二百十六条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

付録第一 (第三十五条、第四十五条関係)

$$C_1 = \frac{CbA_1}{\sum A_i} + \sum C' bRb_1$$

C₁は、費用の按分額の概算額又は費用の按分額

C_bは、マンシヨン建替事業に要する費用のうち、施行再建マンシヨンの専有部分に係るもの

C'_bは、当該施行再建マンシヨンの整備に要する費用のうち、施行再建マンシヨンの共用部分でRb₁に対応するものに係るもの

A₁は、その者が取得することとなる施行再建マンシヨンの専有部分の床面積

A_iは、当該施行再建マンシヨンの専有部分の床面積

Rb₁は、その者が取得することとなる施行再建マンシヨンの共用部分の共

有持分の割合 備考 A_1 及び A_i については、再生後マンションの専有面積の同一床面積当たりの容積、用途又は位置により効用が異なるときは、必要な補正を行うことができるものとする。	共有持分の割合 備考 A_1 及び A_i については、施行再建マンションの専有面積の同一床面積当たりの容積、用途又は位置により効用が異なるときは、必要な補正を行うことができるものとする。
--	--

様式第1（第三十条関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分し ようとする者	住所	
	氏名	

次表の	再生前マンションの区分所有権 再生前マンションの敷地利用権 再建敷地の敷地共有持分等 隣接施行敷地の所有権 隣接施行敷地の借地権 施行底地権	について下記のとおり権利を処分するので、マンショ
-----	---	--------------------------

ンの再生等の円滑化に関する法律第55条第2項の規定により承認を申請します。

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の 番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項	
所在及び地番	地目

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の $\left[\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right]$ 平方メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項	
所在及び地番	地目

記

権利の処分 の内容	$\left(\begin{array}{l} \text{再生前マンションの区分所有権} \\ \text{再生前マンションの敷地利用権} \\ \text{再建敷地の敷地共有持分等} \\ \text{隣接施行敷地の所有権} \\ \text{隣接施行敷地の借地権} \\ \text{施行底地権} \end{array} \right)$ の $\left[\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right]$	(処分する権利の割合)
権利の処分 の態様		
権利の処分 の相手方	住所	
	氏名	

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 権利の処分を再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行底地権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 6 権利の処分を再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行底地権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 7 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 8 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第2（第三十一条関係）

権利変換を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨 の申出をしようとする者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条第1項の規定に基づき、下記の

再生前マンションの区分所有権について同法第71条第2項	の規定による権利の
再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等又は施行底地権	
について同法第70条第1項	
隣接施行敷地の所有権又は借地権について同法第70条第2項	

変換を希望せず、金銭の給付を希望するので申し出ます。

記

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の 全部 一部 平方メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第3（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

記

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の 住所及び氏名
						階部分 ㎡	

備考

法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第4（第三十一条関係）

権利変換を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨の 申出を撤回しようとする者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条（第5項
第6項）の規定に基づき、下記の

（再生前マンションの区分所有権について同法第71条第2項
再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等又は施行底地権
について同法第70条第1項
隣接施行敷地の所有権又は借地権について同法第70条第2項）
の規定による権利の

変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨の申し出を撤回します。

記

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第5（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条（第5項、第6項）の規定に基づき、下記の建築物について同法71条第3項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申し出を撤回します。

記

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	所有者の住所及び氏名
						階部分㎡	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第 6 (第三十三条関係)

権利変換計画書

(一) 再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を有する者で、当該権利に対応して再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項 (法第 58 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 26 号)、法第 58 条第 1 項第 3 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項 (法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号) 又は再生前マンションの借家権者で、当該権利に対応して再生後マンションについて借家権を与えられることとなるものに関する事項 (法第 58 条第 1 項第 13 号、第 14 号、第 15 号、第 16 号)

権利者				権利変換期日前の権利の状況										
区分所有権又は敷地利用権を有する者				再生前マンションの区分所有権又は借家権				再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等				再生後マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等に関する権利		
氏名又は住所 は名称	氏名又は住所 は名称	氏名 住所	配偶者 居住権 の存続 期間	所在 権利の 種類	権利の内容			所在及び 地目	権利の 種類	権利の 内容 (担保 料の別 合)	債額の 合計額 (A+B)	権利を有する者		
					専有部分 (家 屋事 号、建 物の 号、備 用及び 床面積)	共用部 分の共有 持分	団地共 用部分 の共有 持分					権利の 内容 (担保 料の別 合)	権利の 種類	氏名又は住所 は名称
法第 58 条 第 1 項第 2 号	法第 58 条 第 1 項第 13 号	法第 58 条第 1 項第 15 号		法第 58 条第 1 項第 3 号、第 26 号										法第 58 条第 1 項第 11 号
権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況														
(参考) 清算金予定額				再生後マンションの区分所有権又は借家権										
区分所有権又は借家権は指定権に準ずる清算金予定額 (C-A)	敷地利 用権に 関する 清算金 予定額 (D-B)	合計額	再生後マンションの敷地利用権											
			権利の内容				所在及び 地目	権利の 種類	権利の 内容 (担保 料の別 合)	債額の 合計額 (C+D)	権利を有する者			
所在 権利の 種類	専有部分 (家 屋事 号、建 物の 号、備 用及び 床面積)	共用部 分の共有 持分	団地共 用部分 の共有 持分	債額 (C)	債額 及び地 価	債額の 合計額 (D)					権利の 種類	権利の 内容 氏名又は住所 は名称	担保権 等の登 記に係 る権利 について 必要 な定め	

※アラスの場合は施行者が徴収、
マインスの場合は施行者が交付

(三) 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに關する事項(法第58条第1項第5号、第6号、第7号、第26号)、法第58条第1項第6号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に關する事項(法第58条第1項第11号、第12号)

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を有する者	氏名又は住所
	氏名又は住所
法第58条第1項第5号	

権利変換期日前の権利の状況						
隣接施行敷地の所有権又は借地権						
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地租及び権利の割合)			
法第58条第1項第6号、第26号						

隣接施行敷地の所有権又は借地権についての担保権等の登記に係る権利			
権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
		氏名又は名称	住所
法第58条第1項第11号			

(参考) 清算金予定額	
区分所有権に關する清算金予定額(B)	敷地利用権に關する清算金予定額(C-A)
合計額	

※プログラムの場合は施行者が徴収、
ペイメントの場合は施行者が交付

権利変換期日後又は法第81条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況											
再生後マンションの区分所有権				再生後マンションの敷地利用権				再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権 についての担保権等の登記に係る権利			
所在	権利の 種類	権利の内容			所在地 及び 地目	権利の 種類	権利の 内容 (地租 及び利 割合)	債額の (C)	債額の 合計額 (B+C)	権利の 種類	権利の 内容
		専有部分 (家 屋番 号、建 物番 号、種 類及び 床面 積)	共用部 分の共 有持分	団地共 用部分 の共有 持分							
権利を有する者			氏名又 は名称	住所							
担保権 等の登 記に係 る権利 について 必要 な定め											
法第58条第1項第7号、第26号											
法第58条第1項第12号											

(五) 施行底地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項 (法第 58 条第 1 項第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 26 号)、法第 58 条第 1 項第 9 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項 (法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号)

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 8 号	

権利変換期日前の権利の状況									
施行底地権					再生前マンションの施行底地権についての担保権等の登記に係る権利				
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び権利の割合)	価額 (A)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者		住所
							氏名又は名称	住所	
法第 58 条第 1 項第 9 号、第 26 号					法第 58 条第 1 項第 11 号				

(参考) 清算金予定額		
区分所有権に 関する 清算金 予定額 (B)	敷地利 用権に 関する 清算金 予定額 (C-A)	合計額

※ プラズマの場合は施行者が徴収、
ペイナスの場合は施行者が交付

権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況													
再生後マンションの区分所有権				再生後マンションの敷地利用権				再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権 についての担保権等の登記に係る権利					
所在	権利の 種類	権利の内容			価額 (B)	所在及び 地目	権利の 種類	権利の 内容 (地積 及び権 利の割 合)	価額 (C)	価額の 合計額 (B+C)	権利を有する者		
		専有部 分 (家 屋番 号、建 物番 号、種 類及び 床面 積)	共用部 分の共 有持分	団地共 用部分 の共有 持分							権利の 種類	権利の 内容	氏名又は 住所
法第 58 条第 1 項第 10 号、第 26 号										法第 58 条第 1 項第 12 号			

(ハ) 再生後マツノシロの区分所有権又は敷地利用権のうち(一)、(三)、(五)及び(七)以外の明細、その補属並びに処分の方法(法第58条第1項第17号、第22号、第26号)

[illegible]

(十) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

清算金の徴収に係る利子

清算金の徴収に係る利子の決定方法

(法第 58 条第 1 項第 24 号)

(十一) 権利変換期日

再生前ベンション又は再建敷地の明渡しの予定時期

工事完了の予定時期

(法第 58 条第 1 項第 25 号)

備考

- 1 施行底地権は、再生前ベンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権(当該再生前ベンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。)を指す。
- 2 この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 99 条の地目の別に より、その現況を記載すること。
- 4 「権利の内容(地債及び権利の割合)」欄には、登記簿に記載された地債及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第7（第四十条関係）

権利変換期日等通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第69条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション再生事業の名称
- 2 権利変換計画に係る再生前マンションの敷地の区域、再生後マンションの敷地の区域及び再建敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利変換期日 年 月 日
（変更された権利変換期日 年 月 日）
- 4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（権利変換計画の変更の認可を受けた（又は権利変換計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第37条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は直近の変更の日を記入すること。

様式第8（第四十三条関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第78条（第1項、第4項）の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 〔差押え
仮差押え〕に係る権利の種類
- 2 〔差押え
仮差押え〕に係る権利の明細

イ 再生前マンションに関する権利

年 月 日			登記簿登記事項				
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の 番号	種類	床面積 階部分 ㎡	所有者の 住所及び氏名

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	所有者の住所及び氏名

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	所有者の住所及び氏名

3

差押え
仮差押え

 がされた年月日

4

差押え
仮差押え

 をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 3 不要の部分は消すこと。
- 4 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 5 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第9（第四十三条関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律

第70条第1項
第70条第2項
第71条第1項

の規定によって、下記の者は下記

のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権及びその価額
- 3 権利変換期日
- 4 権利変換計画の備付け場所

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 権利喪失通知書は、失われる再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権ごとに作成する。
- 3 不要の部分は消すこと。

様式第10（第四十四条関係）

裁定申立書

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名及び職業

マンションの再生等の円滑化に関する法律第83条第1項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である再生後マンションの部分の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほか協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については法第83条第2項各号に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃、その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十一から別記様式第十七までを次のように改める。
様式第十一から様式第十七 削除

別記様式第十八から別記様式第二十五までを次のように改める。

様式第 18（第五十三条関係）

除却等計画書

売却決議マンション等の位置及び住戸の数

[所在]
[住宅戸数]

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

[氏名又は名称]
[住所又は主たる事務所の所在地]

1. 売却決議マンション等を買受けた日から売却決議マンション等の除却等をする日までの間における当該売却決議マンション等の管理に関する事項

管理の方式 管理業者又は自ら 管理する申請者の概 要	(1) 管理の委託〔相手（以下「管理業者」という。）の氏名又は名称〕		
	(2) 自ら管理		
	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	当該売却決議マンション等の管理を行う事務所		
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づ く登録		(有・無)
	登録している 場合	登録番号	
		登録年月日	
		専任の管理業務主任者	

2. 売却決議マンション等の除却等の予定時期

[除却等予定年月日]	年 月 日
------------	-------

3. 売却決議マンション等の除却等に関する資金計画

	内訳	金額（百万円）
支出		
	計	
収入		
	計	

4. 売却決議マンション等の除却等をした後の土地の利用に関する事項

--

5. マンション等売却組合の設立の認可を申請する予定時期

〔申請予定年月日〕	年	月	日
-----------	---	---	---

6. 他の売却決議マンション等の除却等計画の認定を申請する予定時期（当該除却等計画に係る売却決議マンション等が団地内マンションである場合で、かつ、他の売却決議マンション等の除却等計画の認定を申請する予定がある場合に限る。）

〔申請予定年月日〕	年	月	日
-----------	---	---	---

様式第 19（第五十四条及び第五十五条関係）

除却等計画 認定 通知書
変更認定

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

（都道府県知事等名） 印

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律（第 104 条第 1 項
第 106 条第 1 項）の
認定をしましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
3. マンションの地名地番

備考

不要の部分は消すこと。

様式第 20（第六十三条関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	

次表の $\left[\begin{array}{l} \text{売却等マンションの区分所有権} \\ \text{売却等マンションの敷地利用権} \\ \text{売却敷地の敷地共有持分等} \end{array} \right]$ について下記のとおり権利を処分するので、マンション

の再生等の円滑化に関する法律第140条第2項の規定により承認を申請します。

イ 売却等マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 売却等マンションの敷地利用権

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地の敷地共有持分等

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

記

権利の処分の 内容	$\left(\begin{array}{l} \text{売却等マンションの区分所有権} \\ \text{売却等マンションの敷地利用権} \\ \text{売却敷地の敷地共有持分等} \end{array} \right) \text{の} \left[\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right]$		(処分する権利の割合)
権利の処分の 態様			
権利の処分の 相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 権利の処分を売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(法第142条第1項第6号)

(四) 権利消滅期日

(法第142条第1項第7号)

(五) 分配金及び補償金の支払期日及び支払方法

(法第142条第1項第8号)

備考

1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物若しくは同法第5条第1項の規定により建物の敷地とされている部分又は同法第67条第1項の規定により団地共用部分とされている一団地内の附属施設たる建物（同法第1条に規定する建物の部分を含む。）を対象とする場合には、同法第30条第1項の規約又は同法第66条において準用する同法第30条第1項の規約を添付すること。

2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

3 「権利の内容（地積及び権利の割合）」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。

4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 22（第七十一条関係）

権利消滅期日等通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第148条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション等売却事業の名称
- 2 分配金取得計画に係る売却等マンションの敷地の区域又は売却敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日
（変更された権利消滅期日 年 月 日）
- 4 分配金取得計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（分配金取得計画の変更の認可を受けた（又は分配金取得計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第68条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。

様式第23（第七十四条関係）

分配金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第152条の規定において準用する同法第78条 第1項
第4項

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 差押え
仮差押え に係る権利の種類
- 2 差押え
仮差押え に係る権利の明細

イ 売却等マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所 及び氏名
						階部分 ㎡	

ロ 売却等マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

3 〔 差押え
仮差押え 〕 がされた年月日

4 〔 差押え
仮差押え 〕 をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 分配金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第24（第七十四条関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第154条の規定において準用する同法第78条 第1項
第4項

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 差押え
仮差押え に係る権利の種類
- 2 差押え
仮差押え に係る権利の明細

イ 売却等マンションに関する権利

年 月 日			登記簿登記事項				
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所 及び氏名
						階部分 ㎡	

ロ 売却等マンションの敷地に関する権利

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地に関する権利

		年	月	日	登記簿登記事項	
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名	

3 〔 差押え
仮差押え 〕 がされた年月日

4 〔 差押え
仮差押え 〕 をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第 25（第七十四条関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第 149 条第 1 項} \\ \text{第 149 条第 2 項} \end{array} \right)$ の規定によって、下記の者は下記
のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利及びその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 分配金取得計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 2（第七十六条の十一関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	

次表の除却マンションの区分所有権について下記のとおり権利を処分するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の33第2項の規定により承認を申請します。

除却マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

記

権利の処分 の内容	除却マンションの区分所有権の [全部 一部]		(処分する権利の割合)
権利の処分 の態様			
権利の処分 の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 権利の処分を除却マンションの区分所有権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 3 権利の処分を除却マンションの区分所有権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 4 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

別記様式第二十五の次に次の十二様式を加える。

様式第25の3（第七十六条の十三関係）

補償金支払計画書

（一）組合員に関する事項

組合員		除却マンションの区分所有権		
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容	
			専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分
法第163条の35第1項第1号		法第163条の36第1項第2号		

(二) 除却マシヨンに関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

権利消滅期日において権利を失う者			除却マシヨンに関する権利					明渡しによる損失の額
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容		価額		
				専有部分（家屋番号、建物番号、地番及び床面積）	共用部分の共有持分			
法律 163 条の 35 第 1 項第 3 号								法律 163 条の 35 第 1 項第 4 号

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(法第163条の35第1項第5号)

(四) 補利消滅期日

(法第163条の35第1項第6号)

(五) 補償金の支払期日及び支払方法

(法第163条の35第1項第7号)

備考

1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物を対象とする場合には、同法第30条第1項の規約を添付すること。

2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第25の4（第七十六条の十九関係）

権利消滅期日等通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の41の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション除却事業の名称
- 2 補償金支払計画に係る除却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日
（変更された権利消滅期日 年 月 日）
- 4 補償金支払計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（補償金支払計画の変更の認可を受けた（又は補償金支払計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第76条の16各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。

様式第 25 の 5（第七十六条の二十二関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の45の規定において準用する同法第78条

第1項
第4項

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 〔差押え
仮差押え〕に係る権利の種類
- 2 〔差押え
仮差押え〕に係る権利の明細

除却マンションに関する権利

年 月 日			登記簿登記事項				
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所及び 氏名
						階部分 ㎡	

- 3 〔差押え
仮差押え〕がされた年月日
- 4 〔差押え
仮差押え〕をした機関の名称
- 5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 6（第七十六条の二十二関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の42の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 除却マンションに関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う除却マンションに関する権利及びその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 補償金支払計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる除却マンションに関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 7（第七十六条の二十五関係）

（第一面）

除却等の必要性に係る認定申請書

年 月 日

特定行政庁 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の規定に基づき、マンションに
ついて除却等をする必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1 マンション及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	㎡			
[建築面積]	㎡			
[構造方法]	造 一部 造			
[用途]				

2 建築等の経過

年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)

(注意)

- ・ 新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入すること。

3 申請の区分

☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第1号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第2号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第3号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第4号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第5号
[理由]	

(注意)

- ・ 申請を行う区分について、表よりいずれか1つを選択するとともに、当該区分を選択した理由を[理由]の欄に記載すること。

(第三面)

4 調査の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]

①マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 1 号に係る申請の場合

[建築士の場合]	
【資格】	() 建築士 () 登録第 号
【勤務先】	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【勤務先の所在地】	
【登録資格者講習の種類】	
【講習実施機関名】	
【証明書番号】	第 号
【講習修了年月日】	年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合]	
【勤務先】	
【勤務先の所在地】	

②マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 2 号から第 5 号までに係る申請の場合

[建築士又は建築基準適合判定資格者の場合]	
【資格名称】	
【登録番号】第 号	
【勤務先】	
【勤務先の所在地】	
[国土交通大臣が定める者の場合]	
【勤務先】	
【勤務先の所在地】	

(注意)

- 1 3 で選択した申請の区分に応じて、①又は②のいずれかを記載すること。
- 2 ①について、[建築士の場合]の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明

書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載すること。

- 3 ①及び②について、[国土交通大臣が定める者の場合]に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えること。

様式第 25 の 8（第七十六条の二十五関係）

木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用したマンションの木造の構造部分の状況

〔欠込みの有無〕
〔筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態〕
〔継手又は仕口の緊結の状態〕
〔防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容〕

様式第 25 の 9（第七十六条の二十八関係）

除却等の必要性に係る認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

殿

（特定行政庁名） 印

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の認定をしましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. マンションの位置

3. マンションの概要

①用途

②延べ面積

③その他の事項

4. 認定の区分

☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第1号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第2号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第3号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第4号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第5号

様式第 25 の 10（第七十六条の二十九関係）

除却等の必要性に係る認定をした旨の通知書

年 月 日

（都道府県知事等名） 殿

（特定行政庁名）

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の認定をしましたので通知します。

記

1. 認定年月日 年 月 日

2. マンションの位置

3. マンションの概要

- ①用途
- ②延べ面積
- ③その他の事項

4. 認定の区分

☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第1号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第2号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第3号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第4号
☐	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第5号

備考

- 1 マンションの敷地の所在地が市の区域内にあり、かつ、特定行政庁が都道府県知事である場合は当該市の長に通知すること。
- 2 特定行政庁が町村の長である場合は、都道府県知事に通知すること。

様式第 25 の 11 (第七十六条の三十関係)

許可申請書

(第一面)

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

殿

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄				
※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

(1) () () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】

() () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】

(1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】

(区分)

【 8. 建築面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】

() () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () ()

【ハ. 建蔽率】

【 9. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】

() () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ヲ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】

() () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【コ. 延べ面積】

【ク. 容積率】

【10. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【11. 工事着手予定年月日】

年 月 日

【12. 工事完了予定年月日】

年 月 日

【13. その他必要な事項】

【14. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 構造】

造 一部 造

【3. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【4. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
---------	-------------	--------	-----------	------

【イ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ロ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ハ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ニ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ホ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【5. マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項の認定の区分】

第 号

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

2 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えること。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書くこと。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 捺印のある欄は記入しないこと。

3 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入すること。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入すること。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入すること。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入すること。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入すること。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入すること。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入すること。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入すること。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とする。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定

に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入すること。

- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入すること。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入すること。
- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書くこと。
- ⑫ 8欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入すること。その他の建築物である場合においては、8欄の「イ」と同じ面積を記入すること。
- ⑬ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入すること。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム等については、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。
- ⑮ 9欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階

段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

(1) 自動車車庫等の部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫の部分 50分の1

(3) 蓄電池の設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備の設置部分 100分の1

(5) 貯水槽の設置部分 100分の1

(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、8欄の「ハ」並びに9欄の「タ」は、百分率を用いること。

⑰ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、13欄又は別紙に記載して添えること。

4 第三面関係

① この書類は、建築物ごとに作成すること。

② この書類に記載する事項のうち、4欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はない。

③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入すること。

④ 4欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入すること。

⑤ 5欄は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項各号の認定の区分のうち、建築物が認定を受ける根拠となった号の数字を記入すること。

⑥ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えること。

⑦ 建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入すること。

様式第 25 の 12（第七十六条の三十関係）

許可通知書

第 年 月 日 号

申請者 殿

特定行政庁 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

上記の計画について、下記の条件を付してマンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による許可をしましたので通知します。

記

（マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 2 項において準用する建築基準法第 92 条の 2 の規定により許可に付す条件）

（注意） この通知書は、大切に保存しておくこと。

様式第 25 の 13（第七十六条の三十関係）

許可しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりマンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

別記様式第二十六中「アベシヨンの建設の円滑化に関する法律」を「アベシヨンの都市部の円滑化に関する法律」に改める。

別記様式第二十八中「アベシヨンの建設の円滑化に関する法律」を「アベシヨンの都市部の円滑化に関する法律」に、「アベシヨンの建設の円滑化に関する法律施行規則」を「アベシヨンの都市部の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(建政部の所掌事務) 第七条 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十七 (略) 三十八 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること。 三十九 四十四 (略) (都市・住宅整備課の所掌事務) 第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十五 (略) 十六 公営住宅法、住宅地区改良法、地方住宅供給公社法、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律及びマンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること。 十七 二十四 (略)
改正前	(建政部の所掌事務) 第七条 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十七 (略) 三十八 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること。 三十九 四十四 (略) (都市・住宅整備課の所掌事務) 第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十五 (略) 十六 公営住宅法、住宅地区改良法、地方住宅供給公社法、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること。 十七 二十四 (略)

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(事業振興部の所掌事務) 第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四 (略) 十五 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること。 十六 五十七 (略) (都市住宅課の所掌事務) 第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四 (略) 十五 公営住宅法、住宅地区改良法、地方住宅供給公社法、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律及びマンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること。 十六 二十四 (略)
改 正 前	(事業振興部の所掌事務) 第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四 (略) 十五 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること。 十六 五十七 (略) (都市住宅課の所掌事務) 第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四 (略) 十五 公営住宅法、住宅地区改良法、地方住宅供給公社法、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること。 十六 二十四 (略)

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第四条 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十 (略) 二十一 法第十一条第二項第四号に規定するマンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) 第百六十三条の六十に規定する業務に関する事項 二十二～三十五 (略)
改 正 前	第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十 (略) 二十一 法第十一条第二項第四号に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) 第百五条の二に規定する業務に関する事項 二十二～三十五 (略)

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	第九十五条第一項、第百五十八条第一項、第百六十三条の五十第一項及び第二百十一条第一項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	第九十五条第一項、第百五十八条第一項及び第二百十一条第一項
（略）	（略）	（略）	（略）
マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）	第十条第二項（第二十九条、第三十五条の三及び第三十九条において準用する場合を含む。）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）	第十条第二項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）		別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
マンションの再生等の円滑化に関する法律	第七条、第十条第一項、第十八条第一項（第百二十五条第三項、第百六十三条の十八第三項及び第百七十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第六項（第百	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第七条、第十条第一項、第十八条第一項（第百二十五条第三項及び第百七十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第六項（第百二十六条第三項及び第百七十

	(略)	マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行令	(略)	
マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）	(略)	第十条第一項（第二十九条、第三十五条の三及び第三十九条において準用する場合を含む。）	(略)	二十六条第三項、第百六十三条の十九第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項、第百四条第一項、第百十一条、第百十三条第一項、第百六十三条の四、第百六十三条の六第一項、第百六十六条及び第百六十九条第一項
	(略)	第四条、第五条第一項、第五条の二第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十五条、第七十六条の十三、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条	(略)	

	(略)	マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令	(略)	
マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）	(略)	第十条第一項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）	(略)	五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項、第百九条第一項、第百十八条、第百二十条第一項、第百六十六条及び第百六十九条第一項
	(略)	第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十五条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条	(略)	

(略)	(略)
-----	-----

別表第三（第八条及び第九条関係）

(略)	(略)
マンションの再生等の円滑化に関する法律	第九十五条第二項、第一百五十八条第二項、第六百六十三条の五第二項及び第二百一十一条第二項
(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	(略)
マンションの再生等の円滑化に関する法律	第二十四条第六項（第二百二十六条第三項、第六百六十三条の十九第三項及び第七百七十五条第三項において準用する場合を含む。）
(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

別表第三（第八条及び第九条関係）

(略)	(略)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第九十五条第二項、第一百五十八条第二項及び第二百一十一条第二項
(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	(略)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第二十四条第六項（第二百二十六条第三項及び第七百七十五条第三項において準用する場合を含む。）
(略)	(略)

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 2 法第六条第二項第一号ハの国土交通省令で定める事業は、第一条に規定するもののほか、当分の間、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険なマンション（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）について緊急に行う除却又は建替への促進に関する事業（当該マンションについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第七項の規定による除却又は使用禁止の命令がされた場合に限る。）とする。
改正前	附則 2 法第六条第二項第一号ハの国土交通省令で定める事業は、第一条に規定するもののほか、当分の間、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険なマンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）について緊急に行う除却又は建替への促進に関する事業（当該マンションについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第七項の規定による除却又は使用禁止の命令がされた場合に限る。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日前にされた老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第三条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「旧円滑化法」という。）第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可の申請であつて、この省令の施行の際、認可をすることがどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

- 3 改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧円滑化法第百九条第一項の認定を受けた者が施行日以降に改正法第三条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十三条第一項又は第百三十四条第一項の認可の申請をする場合における第一条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（以下「新円滑化法施行規則」という。）第五十八条第一項第七号又は第二項第七号及び第五十八条の四の規定の適用については、新円滑化法施行規則第五十八条第一項第七号及び同条第二項第七号中「認定除却等計画に係る売却決議マ

ンション等」とあるのは「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）第三条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「旧円滑化法」という。）第百九条第一項の認定を受けた同項に規定する買受計画に係る同項に規定する決議特定要除却認定マンション」と、新円滑化法施行規則第五十八条の四中「認定除却等計画に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群」とあるのは「旧円滑化法第百九条第一項の認定を受けた同項に規定する買受計画に係る同項に規定する決議特定要除却認定マンション」とする。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。